

1. 天神・地神の祭祀費用を増額し、円土座・外山集落の全戸より毎年 1500 円を集金する。尚、毎年の会計報告を行い、必要に応じて祭礼の内容や集金金額を変更する。
2. 平成 30 年より、天神・地神の祭祀を同時開催とし、それぞれ別のグループ（全会員 G と農家会員 G）から 2 戸が当番し、運用していたがこれを一本化し、両祭祀を全戸で均等に運用する。
3. 祭祀の当番割り当てについては従来、春・秋それぞれ 2 戸が担当してきましたが、2 戸では分担に限界があり、4 戸で担当するようにします。しかし、当番頻度が増えないように春・秋の年間の当番とします。

#### 理由と背景

円土座・外山集落の天満神社には天神さんと地神さんが祀られ、平成 30 年より、天神さんと地神さんの祭礼を同日開催とし、その祭礼費用を当番戸の任意負担から全戸から集金し均等に負担することにしました。2 年経過した現在、祭礼費用が集金額を上回っており、預金を取り崩しつつあります。また、天神さんは集落の全戸(38 戸)で輪番で担当しますが、地神さんはその中の農家(23 戸)で担当してきました。農家はどちらも輪番で担当することで当番頻度が高く、今後、農家の減少を考慮しますと継続が懸念されます。

これまで農家で運用してきた理由として地神さんが農に関連の深い土地の神様であり、農地を保有し、利用する農家が五穀豊穰を祈願して祭祀してきたためと考えられます。地神さんを調べてみますと太古からある土地信仰を基礎として、各地域や時代によって様式もさまざま、かつ変遷しておりますが現在の地神塔を祀る様式は阿波の蜂須賀治昭公の改革（1789 年）に起源しているようです。

私達が生まれ、住んでいる土地の農業神で有り産土神（うぶがみ）である地神さんは天神さんと同様にその土地に住む住民の神様であり、農家会員だけでなく集落会員全体で敬い祀り、その力を借りることがふさわしいと考えられます。

前日の幟立てのサポートは全戸から手の空いている人が参加して行います。また、従前通り、通帳・ノート等を利用して実績を記録し、祭礼実施管理を適切かつ無駄なく行います。分担に当たり、祭祀実施マニュアルを作成しましたので参考にしてください。

令和 3 年からの当番については円土座、外山（南、中、北）の順に南から北に順に 4 戸が担当します。平成 30 年から当番制を新規に変更しており、その重複を考慮して、平成 30 年から令和 2 年まで天神または地神の祭礼を担当した 12 戸（谷本恵美子、星野喜也、星野尾明人、森田町子、星野尾吉延、星野尾良孝、山津すみ子、宮本末廣、入星隆、入星良光、入

星浩樹、竹内正夫(敬称略))は1回だけ、当番済として飛び越すこととします。令和3、4年の当番は次になりますが、状況に応じて変更されます。当番表(敬称略)は状況の見えない遠い将来よりも既にご担当頂いた12戸の皆さまの重複当番を避けることに主眼を置き、近い将来の当番のみ表示することにしました。原則、順に4戸が当番し、当番の変更は当事者同士の合意により、入れ替わるものとします。

令和3	星野尾 信一 夫人	星野尾 勉	赤松 修	森田 真由美	令和4	稲沢 米夫	神尾 綾夫	宮脇 繁一	多田 善基
-----	-----------------	----------	---------	-----------	-----	----------	----------	----------	----------

付記：4戸で担う主な役割

		当番の主な役割							
イベント	時期	通帳管理	賽銭管理	神饌・直会	鯉宇宮司	注連縄	美観維持	全員参加活動	
春祭り	2月/3月	名義人変更			春祭り予約	発注	境内除草剤散布		
	3月/4月	出納・記録		購入・盛付	玉串料・神饌届	受取・設置			前日幟立て・清掃
夏清掃	6月/7月						清掃案内 除草剤散布		
	8月	出納・記録				発注	お茶出し	道具類持参	
秋祭り	7月/8月				秋祭り予約		秋祭り向け除草剤散布		
	9月	出納・記録		購入・盛付	玉串料・神饌届	受取・設置			前日幟立て・清掃
年末清掃	11月						清掃案内		
	12月	大晦日に社殿開錠					年末清掃		道具類持参
	1月	正月に賽銭収集・施錠							
	2月	会計報告							